

チェック項目	根拠規定等	阻害要因の重要性	該当あり	該当なし
対象期間途中における契約の締結の場合				
財務諸表の対象期間の開始後、その途中又は対象期間後において会計事務所等が監査業務の契約を締結する場合で、当該監査業務の開始以前に会計事務所等又はネットワーク・ファームが非保証業務を提供している場合、当該非保証業務は監査業務期間中であれば禁止される業務ですか？	指針32			
依頼人との合併と買収				
合併や企業買収等の結果、ある事業体が依頼人の関連企業等となる場合、会計事務所等又はネットワーク・ファームと当該関連企業等との間に、過去又は現在の利害関係が識別されましたか？	指針33～38			
金銭的利害関係				
会計事務所等又はネットワーク・ファームが、依頼人に対し直接的な金銭的利害又は間接的だが重要な金銭的利害を有していますか？ ただし、指針第107項により保有できると判断した、退職給付制度を通じて有する金銭的利害及び第114項の規定に定められた要件を満たすことにより保有できる、信託の受託者として有する金銭的利害の場合を除く。	指針104・107・114・116	●		
会計事務所等又はネットワーク・ファームが、依頼人に対し支配力を持つ企業等に対して、直接的な金銭的利害又は間接的だが重要な金銭的利害を有しており、かつ、当該企業等にとって依頼人が重要ですか？	指針106	●		
会計事務所等又はネットワーク・ファームが、退職給付制度を通じて、依頼人に直接的な金銭的利害又は間接的だが重要な金銭的利害を有していますか？	指針107			
会計事務所等又はネットワーク・ファームが、ある事業体に対する金銭的利害を有しており、依頼人も当該事業体に対する金銭的利害を有していますか？ ただし、この金銭的利害がいずれの当事者にとっても重要なもので、依頼人が当該事業体に重要な影響を及ぼし得る場合に限り。	指針112	●		
会計事務所等又はネットワーク・ファームが、ある事業体に対する金銭的利害を有しており、依頼人の役員若しくはこれに準ずる者又は依頼人を支配している者も当該事業体に対する金銭的利害を有していますか？	指針113			
会計事務所等又はネットワーク・ファームが、信託の受託者として、依頼人に直接的な金銭的利害又は間接的だが重要な金銭的利害を有していますか？ ただし、以下の全ての要件を満たすものを除く。 (1) 当該受託者が当該信託の受益権者でないこと。 (2) 信託により保有されている依頼人の金銭的利害が、当該信託にとって、重要ではないこと。 (3) 当該信託が依頼人に重要な影響を及ぼすことができないこと。 (4) 当該受託者が依頼人に対する金銭的利害に関連した投資判断に、重要な影響を及ぼすことができないこと。	指針114	●		
ローンとローンの保証				
会計事務所等又はネットワーク・ファームが、銀行その他の金融機関である依頼人から提供を受けるローン又はローンの保証は、通常以外の貸出手続及び条件によるものですか？	指針118	●		
会計事務所等又はネットワーク・ファームが、銀行その他の金融機関である依頼人から提供を受けるローン又はローンの保証は、通常の貸出手続及び条件によるものであり、両者のいずれかにとって重要なものですか？	指針119			
会計事務所等又はネットワーク・ファームが、銀行その他の金融機関ではない依頼人からローン又はローンの保証の提供を受けていますか？ ただし、ローン又はローンの保証がいずれにとっても重要でない場合を除く。	指針121	●		
会計事務所等又はネットワーク・ファームが、依頼人にローン又はローンの保証を提供していますか？ ただし、ローン又はローンの保証がいずれにとっても重要でない場合を除く。	指針122	●		
会計事務所等又はネットワーク・ファームが、依頼人である銀行、証券会社その他の金融機関に開設した預金口座又は株式売買口座は、通常以外の取引条件に基づいていますか？	指針123	●		

チェック項目	根拠規定等	阻害要因の重要性	該当あり	該当なし
依頼人とのビジネス上の関係				
<p>会計事務所等又はネットワーク・ファームと依頼人又はその経営者との間に、以下のようビジネス上の関係がありますか？ ただし、金銭的利益が重要でなく、かつビジネス上の関係が会計事務所等又はネットワーク・ファーム及び依頼人又はその経営者にとって些細なものである場合を除く。</p> <p>(合弁事業): 依頼人、その支配的株主、役員等又は当該会社で主要な管理者の立場にある者との合弁事業に対し金銭的利益を有している場合</p> <p>(共同事業): 会計事務所等又はネットワーク・ファームの一つ又は複数のサービスや商品を、依頼人の一つ又は複数のサービスや商品と組み合わせてパッケージを作り、そのパッケージに両当事者の名称を冠して販売する契約又はそのような行為</p> <p>(共同マーケティング): 会計事務所等又はネットワーク・ファームが、依頼人の商品やサービスの販売代理店若しくはマーケティング業者として機能する契約又はそのような行為。または、依頼人が会計事務所等若しくはネットワーク・ファームの商品やサービスの代理店若しくはマーケティング業者として機能するような契約又はそのような行為。</p>	指針124	●		
<p>潜在的な顧客情報をサービス提供者に紹介し、手数料を得るとい業務を展開している事業者にとって、会計事務所等又はネットワーク・ファームが、複数ある紹介先の一つとして位置付けられていますか？</p> <p>① 当該紹介手数料や仲介料の総額(複数の場合は、その合計額)が会計事務所等又はネットワーク・ファームや依頼人双方にとって、又は紹介等を通じて実施された業務の報酬総額(複数の場合はその合計額)が、業務の実施者にとって重要なものですか？</p> <p>② ①以外</p>	指針124 後段	●	→①又は②	—
<p>会計事務所等又はネットワーク・ファームが同族会社等に出資しており、依頼人、その役員等又はそれらに関係したグループもその事業体に出資していますか？ ただし、以下に掲げる要件を満たす場合を除く。</p> <p>(1) 当該ビジネス上の関係が、会計事務所等又はネットワーク・ファーム、及び依頼人にとって些細であること。</p> <p>(2) 金銭的利益が出資者又は出資者のグループにとって重要でないこと。</p> <p>(3) 金銭的利益によって、出資者又は出資者のグループが、出資先の事業体を支配し得ないこと。</p>	指針125	●		
<p>会計事務所等又はネットワーク・ファームが、依頼人から商品やサービスを購入する場合、当該取引は、通常以外の取引条件、又は対等でない立場で行われていますか？または、その取引の内容や金額は重要性の高いものですか？</p>	指針126			
依頼人への就職				
<p>監査業務チームの構成員であった者又は会計事務所等若しくはネットワーク・ファームの社員等であった者が、依頼人の役員、これに準ずる者又は使用人であって、会計記録や監査対象となる財務諸表の作成に重要な影響を及ぼす職位に就き、会計事務所等と当該者が強い関係を維持していますか？ ただし、次の場合を除く。</p> <p>(1) 当該者が、会計事務所等又はネットワーク・ファームからいかなる経済的利益も金銭の支払も受けないこと(ただし、あらかじめ取り決められているものは除く。)。また、会計事務所等又はネットワーク・ファームの当該者への債務額は、会計事務所等又はネットワーク・ファームの独立性を損なわせるほど重要なものではないこと。</p> <p>(2) 当該者が、会計事務所等又はネットワーク・ファームの専門業務に実質的にも形式的にも関与していないこと。</p>	指針135	●		
<p>会計事務所等又はネットワーク・ファームと当該者が強い関係を維持せずに、監査業務チームの構成員であった者又は会計事務所等若しくはネットワーク・ファームの社員等であった者が、依頼人の役員、これに準ずる者又は使用人であって、会計記録や監査対象となる財務諸表の作成に重要な影響を及ぼす職位に就いていますか？</p>	指針136			
<p>会計事務所等又はネットワーク・ファームの社員等であった者が、依頼人ではない企業等の役員、これに準ずる者又は使用人であって、会計記録や監査対象となる財務諸表の作成に重要な影響を及ぼす職位に就いた後、当該企業等が会計事務所等又はネットワーク・ファームの依頼人となっていますか？</p>	指針137			

チェック項目	根拠規定等	阻害要因の重要性	該当あり	該当なし
<p>【依頼人が倫理規則上の大会社等(注1参照。以下同じ。)の場合】 会計事務所等又はネットワーク・ファームの最高責任者又はこれに準ずる者が、大会社等である依頼人の役員、これに準ずる者又は使用人であって会計記録や監査対象となる財務諸表の作成に重要な影響を及ぼす職位に就く予定がありますか？ ただし、会計事務所等又はネットワーク・ファームの最高責任者又はこれに準ずる者の職位を辞してから1年以上経過している場合を除く。</p>	指針140	●		
<p>【依頼人が倫理規則上の大会社等の場合】 監査業務の主要な担当社員等であった者又は会計事務所等若しくはネットワーク・ファームの最高責任者であった者若しくはこれに準ずる者が、企業結合の結果、役員、これに準ずる者又は使用人であって会計記録や監査対象となる財務諸表の作成に重要な影響を及ぼす職位に就くことになりませんか？ ただし、次に掲げる全ての要件を満たす場合を除く。</p> <p>(1) 当該者が、役員、これに準ずる者又は使用人であって会計記録や監査対象となる財務諸表の作成に重要な影響を及ぼす職位に就任することは、企業結合があることを意図して行ったものではないこと。</p> <p>(2) 当該者が、会計事務所等又はネットワーク・ファームからいかなる経済的利益も金銭の支払も受けないこと(ただし、あらかじめ取り決められているものは除く。)。また、会計事務所等又はネットワーク・ファームの当該者への債務額は、会計事務所等又はネットワーク・ファームの独立性を損なわせるほど重要なものではないこと。</p> <p>(3) 当該者が、会計事務所等又はネットワーク・ファームの専門業務に実質的にも形式的にも関与していないこと。</p> <p>(4) 当該者が、依頼人において就く職位について、監査役等と協議すること。</p>	指針141			
会計事務所等の従業者の依頼人への派遣				
<p>会計事務所等又はネットワーク・ファームの従業者を依頼人に派遣していますか？</p>	指針142			
依頼人の役員及び使用人等の雇用				
<p>依頼人の役員、これに準ずる者又は使用人として最近まで勤務していた者を当該依頼人の監査業務チームの構成員として従事させていますか？</p>	指針143			
社員等又は従業者の依頼人への従事				
<p>会計事務所等又はネットワーク・ファームの社員等又は従業者が、依頼人の役員又はこれに準ずる者として従事していますか？</p>	指針146	●		
<p>会計事務所等又はネットワーク・ファームの社員等又は従業者が、依頼人の組織の総務に関する責任を負う者の業務に従事していますか？</p>	指針148		→①又は②	—
<p>① 当該業務が各国の法律、職業的な規則又は実務により明確に認められており、かつ、経営者が関連する全ての意思決定を行っている状況で、議事録の作成や法定申告書の維持管理など定型的かつ事務的な業務に限定して、従事することができる場合</p>				
<p>② ①以外の場合</p>		●		

チェック項目	根拠規定等	阻害要因の重要性	該当あり	該当なし
依頼人に対する非保証業務の提供				
会計事務所等又はネットワーク・ファームが、依頼人に対して非保証業務を提供していますか？	指針156～161			
経営者の責任				
会計事務所等又はネットワーク・ファームが、依頼人の経営者の責任を担っていますか？	指針165・166	●		
会計帳簿の記帳代行及び財務諸表の作成				
【依頼人が倫理規則上の大会社等の場合】 会計事務所等又はネットワーク・ファームが、会計帳簿の記帳代行及び財務諸表の作成業務を提供していますか？ ただし、緊急の場合(注2)を除く。	指針172・174	●		
【依頼人が倫理規則上の大会社等の場合】 会計事務所等又はネットワーク・ファームが、依頼人の部門又は関連企業等に対して、以下の全ての条件を満たさず、定型的又は機械的な内容の会計帳簿の記帳代行及び財務諸表の作成業務を提供していますか？	指針173	●		
(1) 当該業務を提供する従業者は、当該依頼人の監査業務に従事していないこと。				
(2) 当該業務の対象となる部門又は関連企業等は、総合しても、会計事務所等の監査対象となる財務諸表にとって重要でない、又は、当該業務の内容や結果が、総合しても、当該部門又は関連企業等の財務諸表にとって重要なものではないこと。				
【依頼人が倫理規則上の大会社等ではない場合】 会計事務所等又はネットワーク・ファームが、会計帳簿の記帳代行及び財務諸表の作成に関連する業務を提供していますか？	指針171		→①又は②	—
① 当該業務は定型的又は機械的な内容のものですか？				
② ①以外		●		
評価業務				
【依頼人が倫理規則上の大会社等の場合】 会計事務所等又はネットワーク・ファームが評価業務を提供していますか？	指針176・180		→①又は②	—
① 当該業務の結果が個別に又は全体として、監査対象の財務諸表に重要な影響を及ぼしていますか？		●		
② ①以外				
【依頼人が倫理規則上の大会社等ではない場合】 会計事務所等又はネットワーク・ファームが評価業務を提供していますか？	指針176・179		→①又は②	—
① 当該評価業務の結果が監査対象の財務諸表に対して重要な影響を与えるとともに、評価結果に評価者たる会計事務所等又はネットワーク・ファームの主観が多く介入していますか？		●		
② ①以外				
税務業務				
会計事務所等の依頼人に対して、会計事務所等に該当しないネットワークの関係にある国内の税理士事務所等(以下「税務事務所等」という。)又は海外のネットワーク・ファームが、当該会計事務所等の依頼人の利益を過度に追求することになるおそれがある業務、又は訴訟支援で依頼人の利益を擁護することとなる業務等を提供していますか？	指針181	●		
会計事務所等に該当する税理士事務所等が、依頼人若しくはその役員等(過去1年以内若しくは監査関係期間内にこれらの者であった者を含む。)又は子会社若しくはその役員等(過去1年以内若しくは監査関係期間内にこれらの者であった者を含む。)に税理士業務を実施していますか？		●		
会計事務所等の依頼人に対して、税務事務所等又は海外のネットワーク・ファームが一定の税務業務を提供していますか？	指針182			

チェック項目	根拠規定等	阻害要因の重要性	該当あり	該当なし
税務申告書の作成				
会計事務所等の依頼人に対して、税務事務所等又は海外のネットワーク・ファームが税務申告書の作成業務を提供していますか？ ただし、経営者が全ての重要な判断も含めて税務申告書に対し申告者として適切に責任を負う場合を除く。	指針183	●		
財務諸表作成目的の税額計算				
【依頼人が倫理規則上の大会社等の場合】 会計事務所等の依頼人に対して、税務事務所等又は海外のネットワーク・ファームが、当該会計事務所等の監査対象である財務諸表に重要な影響を及ぼす仕訳に用いられる未払法人税等、繰延税金資産及び繰延税金負債等の金額の計算を財務諸表作成の目的で行っていますか？ ただし、緊急の場合(注3)を除く。	指針185・186	●		
【依頼人が倫理規則上の大会社等でない場合】 会計事務所等の依頼人に対して、税務事務所等又は海外のネットワーク・ファームが、当該会計事務所等の監査対象である財務諸表に重要な影響を及ぼす仕訳に用いられる未払法人税等、繰延税金資産及び繰延税金負債等の金額の計算を財務諸表作成の目的で行っていますか？	指針184			
タックス・プランニング及びその他税務に関する助言業務				
会計事務所等の依頼人に対して、税務事務所等又は海外のネットワーク・ファームが、タックス・プランニング又はその他の税務に関する助言業務(財務諸表に影響を及ぼす助言業務)を行っていますか？	指針188～190			
【依頼人が倫理規則上の大会社等の場合】 税務事務所等又は海外のネットワーク・ファームが、ネットワークの関係にある会計事務所等の依頼人から依頼を受け、依頼人の申告義務の支援又はタックス・プランニングのための評価業務を行った結果、依頼人の財務諸表に直接的な影響を与えていますか？	指針191・176・180		→①又は②	—
① 当該業務の結果が個別に又は全体として、監査対象の財務諸表に重要な影響を及ぼしていますか？		●		
② ①以外				
【依頼人が倫理規則上の大会社等の場合】 税務事務所等又は海外のネットワーク・ファームが、ネットワークの関係にある会計事務所等の依頼人から依頼を受け、依頼人の申告義務の支援又はタックス・プランニングのための評価業務が税務目的のみで実施されており、当該評価の結果が財務諸表に直接的な影響を与えない場合において、当該評価業務が税務当局又は同等の規制当局による査閲の対象ではなく、かつ、財務諸表に対する影響が重要なものですか？	指針191(後段)			
【依頼人が倫理規則上の大会社等でない場合】 税務事務所等又は海外のネットワーク・ファームが、ネットワークの関係にある会計事務所等の依頼人から依頼を受け、依頼人の申告義務の支援又はタックス・プランニングのための評価業務を行った結果、依頼人の財務諸表に直接的な影響を与えていますか？	指針191・176・179		→①又は②	—
① 当該業務の結果が監査対象の財務諸表に対して重要な影響を与えるとともに、評価結果に評価者たる税務事務所等又は海外のネットワーク・ファームの主観が多く介入していますか？		●		
② ①以外				
【依頼人が倫理規則上の大会社等でない場合】 税務事務所等又は海外のネットワーク・ファームが、ネットワークの関係にある会計事務所等の依頼人から依頼を受け、依頼人の申告義務の支援又はタックス・プランニングのための評価業務が税務目的のみで実施されており、当該評価の結果が財務諸表に直接的な影響を与えない場合において、当該評価業務が税務当局又は同等の規制当局による査閲の対象ではなく、かつ、財務諸表に対する影響が重要なものですか？	指針191(後段)			
税務訴訟の支援				
税務事務所等又は海外のネットワーク・ファームが、会計事務所等の依頼人の税務訴訟等において、依頼人を代理していますか？	指針192			
税務事務所等又は海外のネットワーク・ファームが提供する税務訴訟等の解決支援業務(監査対象の財務諸表にとって金額的な重要性があるもの)が、裁判所等において依頼人を擁護する立場の者として関与するものですか？	指針193・194	●		

チェック項目	根拠規定等	阻害要因の重要性	該当あり	該当なし
内部監査に関する業務				
会計事務所等又はネットワーク・ファームが、依頼人に対して経営者の責任を担うこととなる内部監査に関する業務(内部監査活動を支援することを含む。)を提供していますか?	指針196	●		
会計事務所等又はネットワーク・ファームが、依頼人に対して内部監査に関する業務(内部監査活動を支援することを含む。)を提供し、その業務の結果を監査業務において利用していますか?	指針199			
【依頼人が倫理規則上の大会社等の場合】 会計事務所等又はネットワーク・ファームは、内部監査に関する業務のうち、次のものを対象とする業務を提供していますか?				
(1) 財務報告に関する内部統制のうち、重要な部分	指針200	●		
(2) 個別に又は全体として、依頼人の会計記録又は監査意見の対象となる財務諸表において重要な情報を生成する財務報告システム				
(3) 個別に又は全体として、監査意見の対象となる財務諸表にとり重要となる金額又は開示				
情報システムに関する業務				
会計事務所等又はネットワーク・ファームが、情報システムに関する次の業務について経営者の責任を担っていますか?				
(1) 財務報告に係る内部統制と関連しない情報システムの設計及び構築	指針202	●		
(2) 会計記録や財務諸表に関する重要な情報を生成しない情報システムの設計及び構築				
(3) 汎用的な会計ソフトウェア又は会計事務所等が自ら開発したものでない財務情報のソフトウェアであって、依頼人にカスタマイズされる部分が重要でない場合の、これらの導入				
(4) 外部のサービスプロバイダー又は依頼人自身によって設計、構築、導入、運用されているシステムに対する評価及び助言				
【依頼人が倫理規則上の大会社等の場合】 会計事務所等又はネットワーク・ファームが、依頼人に対して、以下の情報システムの設計又は構築に関連する業務を提供していますか?	指針206	●		
(1) 財務報告に係る内部統制の重要な部分を構成する情報システム				
(2) 会計事務所等の監査対象となる会計記録や財務諸表における重要な情報を生成する情報システム				
【依頼人が倫理規則上の大会社等ではない場合】 会計事務所等又はネットワーク・ファームが、依頼人に対して、以下の情報システムの設計又は構築に関連する業務を提供していますか?	指針203～205			
(1) 財務報告に係る内部統制の重要な部分を構成する情報システム				
(2) 依頼人の会計記録や監査意見の対象となる財務諸表における重要な情報を生成する情報システム				
訴訟支援業務				
【依頼人が倫理規則上の大会社等の場合】 会計事務所等又はネットワーク・ファームが、依頼人に対して、財務諸表に影響を及ぼす損害その他の金額を見積もることが含まれる訴訟支援に関する業務を提供していますか?	指針208・176・180	●	→①又は②	—
① 当該業務の結果が個別に又は全体として、監査対象の財務諸表に重要な影響を及ぼしていますか?				
② ①以外				
【依頼人が倫理規則上の大会社等の場合】 会計事務所等又はネットワーク・ファームが、依頼人に対して、その他の訴訟支援に関する業務(評価業務に該当しない訴訟支援業務をいう。)を提供していますか?	指針208(後段)			
【依頼人が倫理規則上の大会社等ではない場合】 会計事務所等又はネットワーク・ファームが、依頼人に対して、財務諸表に影響を及ぼす損害その他の金額を見積もることが含まれる訴訟支援に関する業務を提供していますか?	指針208・176・179	●	→①又は②	—
① 当該業務の結果が監査対象の財務諸表に対して重要な影響を与えるとともに、評価結果に評価者たる会計事務所等又はネットワーク・ファームの主観が多く介入していますか?				
② ①以外				

チェック項目	根拠規定等	阻害要因の重要性	該当あり	該当なし
<p>【依頼人が倫理規則上の大会社等ではない場合】 会計事務所等又はネットワーク・ファームが、依頼人に対して、その他の訴訟支援に関する業務(評価業務に該当しない訴訟支援業務をいう。)を提供していますか？</p>	指針208(後段)			
法律業務				
会計事務所等又はネットワーク・ファームが、依頼人が行う取引を支援するための法律業務(契約の支援、法律に関する助言、法務デュー・デリジェンスの実施、企業再生など)を提供していますか？	指針210			
会計事務所等又はネットワーク・ファームが、紛争又は訴訟の解決のために依頼人を擁護する立場で行動していますか？	指針211・212		→①又は②	—
① 対象となる金額が、監査意見を表明する財務諸表に重要な影響を及ぼしていますか？		●		
② ①以外				
会計事務所等又はネットワーク・ファームの社員等又は従業者が、依頼人の法務の担当役員等に就任していますか？	指針213	●		
採用に関する業務				
会計事務所等又はネットワーク・ファームが、依頼人に対して、採用に関する業務を提供していますか？	指針214		→①又は②	—
① 依頼人の代理人として交渉することや採用の可否に関する意思決定を行うことなど、経営者の責任を担うこととなる採用に関する業務を提供していますか？		●		
② ①以外				
<p>【依頼人が倫理規則上の大会社等の場合】 会計事務所等又はネットワーク・ファームが、依頼人に対して、取締役、役員又は依頼人の会計帳簿若しくは監査対象となる財務諸表の作成に重要な影響を及ぼす役職者の採用に関して、次の業務を提供していますか？</p>	指針215	●		
(1) 当該職位の候補者を探すこと。 (2) 当該職位の有力な候補者の経歴調査を行うこと。				
コーポレート・ファイナンスに関する業務				
会計事務所等又はネットワーク・ファームが、依頼人に対して、コーポレート・ファイナンス業務を提供していますか？	指針216・217			
会計事務所等又はネットワーク・ファームが、依頼人に対して提供したコーポレート・ファイナンス業務の助言の有効性が、財務諸表の特定の会計処理又は表示に依拠し、かつ、以下のいずれかに該当していますか？	指針218	●		
(1) 助言の対象となる項目について、監査業務チームが会計処理又は表示の妥当性について疑義を抱いている場合 (2) 助言の結果が、監査対象の財務諸表に重要な影響を及ぼす場合				
会計事務所等又はネットワーク・ファームが、依頼人に対して、株式の売却支援、ディーリング又は引受け等の提供をしていますか？	指針219	●		
報酬				
報酬依存度				
会計事務所等の総収入のうち、特定の依頼人からの報酬が、会計事務所等の定めた判断基準による一定割合を占めていますか？	指針220			
会計事務所等において、社員等の収入が依頼人からの報酬金額に連動して決定される場合で、特定の依頼人からの報酬が、特定の社員等の収入の一定割合を占めていますか？	指針221(1)			

チェック項目	根拠規定等	阻害要因の重要性	該当あり	該当なし
会計事務所等において、特定の依頼人からの報酬が、特定のオフィスの収入の一定割合を占めていますか？	指針221(2)			
【依頼人が倫理規則上の大会社等の場合】 2期連続して、依頼人に対する報酬依存度が15%を超えていますか？	指針222			
期限経過の未収報酬				
依頼人からの報酬が、長期(通常、監査を行った年度の次年度の監査報告書が提出されるまで)にわたって未収になっていますか？	指針223			
成功報酬				
会計事務所等又はネットワーク・ファームが、監査業務に関連して、直接的に又は仲介者等を通して間接的に成功報酬を請求していますか？	指針225 倫22	●		
会計事務所等又はネットワーク・ファームが、依頼人に対して提供する以下の(1)から(3)までに該当する非保証業務に関連して、直接的に又は仲介者等を通して間接的に成功報酬を請求していますか？	指針226 倫22	●		
(1) 財務諸表の監査を実施している会計事務所等が請求する報酬であり、その額が会計事務所等にとって重要であるか又は重要であると見込まれるもの				
(2) 財務諸表の監査の重要な部分を実施したネットワーク・ファームが請求する報酬であり、その額が会計事務所等にとって重要であるか又は重要であると見込まれるもの				
(3) 非保証業務の結果やその報酬額が、財務諸表における重要な金額の監査に関連する現在又は将来の判断に依存する場合				
会計事務所等又はネットワーク・ファームが、以下の(1)から(3)まで以外の場合において、成功報酬を請求する非保証業務を監査業務の依頼人に対して提供していますか？	指針227 倫22			
(1) 財務諸表の監査を実施している会計事務所等が請求する報酬であり、その額が会計事務所等にとって重要であるか又は重要であると見込まれるもの				
(2) 財務諸表の監査の重要な部分を実施したネットワーク・ファームが請求する報酬であり、その額が会計事務所等にとって重要であるか又は重要であると見込まれるもの				
(3) 非保証業務の結果やその報酬額が、財務諸表における重要な金額の監査に関連する現在又は将来の判断に依存する場合				
報酬の水準				
会計事務所等は、例えば正当な根拠に基づかない低廉な報酬等、監査業務の内容又は価値に基づかない報酬を請求していますか？	倫21			
紹介手数料				
会計事務所等(会計事務所等所属の会員を含む。)は、保証業務を紹介し、又は紹介されたことに関して、紹介手数料その他当該業務から生じる報酬若しくはその他の対価を受領し、又は支払っていますか？	倫23条2	●		
会計事務所等(会計事務所等所属の会員を含む。)は、依頼人との間で、保証業務以外の業務の紹介を行い、又は紹介を受け、若しくは第三者の商品やサービスを依頼人へ提供していますか？ ただし、会計事務所等又はネットワーク・ファームが、潜在的な顧客情報をサービス提供者に紹介し、手数料を得るといった業務を展開している事業者にとって、複数ある紹介先の一つとして位置付けられており、指針第124項が適用される場合を除く(指針第124項参照)。	倫23条3	●		
個人の報酬制度と人事評価の方針				
監査業務チームの構成員が非保証業務の契約を依頼人から獲得することが、人事評価又は個人の報酬額に影響を及ぼしていますか？	指針228			
監査業務の主要な担当社員等が、非保証業務の契約を自身の依頼人から獲得することにより、評価をされたり、個人の報酬が支払われていますか？ ただし、会計事務所等の社員等の間での通常の利益分配契約を除く。	指針229	●		

チェック項目	根拠規定等	阻害要因の重要性	該当あり	該当なし
贈答及び接待				
会計事務所等又はネットワーク・ファームと依頼人との間で、社会通念上許容される範囲を超えた贈答又は接待がありますか？	指針230 倫26	●		
依頼人との訴訟				
会計事務所等又はネットワーク・ファームと依頼人との間で訴訟が発生していますか(可能性がある場合を含む)？	指針231			
依頼人の資産の保管				
会計事務所等(会計事務所等所属の会員を含む。)は、依頼人の金銭その他の資産を保管していますか？ ただし、法令等によって許容されるものである場合を除くが、管理する会計事務所等に課された追加的な法律的な義務を遵守する必要がある。	倫27	●		
利益相反の状況の識別と対応				
会計事務所等(会計事務所等所属の会員を含む。)は、利益相反が生じ得る状況を識別していますか？ なお、会計事務所等がネットワーク・ファームの場合、ネットワーク・ファームの利害関係によって、生じている又は生じる可能性があると考えられる利益相反を含む。	倫19 利指針1～14			
倫理規則違反への対応				
会計事務所等又はネットワーク・ファームは、「倫理規則」、「独立性に関する指針」及び「利益相反に関する指針」の規定に関する違反を認識していますか？	倫8 指針39～49			
その他				
会計事務所等又はネットワーク・ファームは、指針第102項から第231項までに記載されている状況及び関係以外に、阻害要因を生じさせる、若しくはその可能性がある状況又は関係を認識していますか(監査業務チームの構成員等が有しているものを含む)？	指針100			

倫 : 倫理規則
 指針 : 独立性に関する指針
 利指針 : 利益相反に関する指針

(注1) 倫理規則上の大会社等の範囲

- (1) 全ての上場会社等
 - (2) 法令により、監査を実施するに当たり、上場会社等と同じ独立性の要件が求められる事業体
 - (3) 指針第26項により追加的に大会社等と同様に扱うこととした事業体
- 上記(1)及び(2)について、我が国においては、公認会計士法上の大会社等がこれらの要件を満たしている。

(注2) 緊急の場合とは、法令等で禁止されておらず、かつ依頼人にとって当該会計事務所等に依頼する以外の選択肢がないような場合をいう。

ただし、「公認会計士法上の大会社等」については、法令等で禁止されているため、緊急の場合は該当しない。
 緊急の場合の例として、監査業務を担当する会計事務所等のみが、依頼人の会計処理及び財務諸表の作成に必要な知識及びリソースを有している場合、会計事務所等が当該業務を提供できないことにより、依頼人にとって重要な障害となるような場合等が挙げられる。

(注3) 緊急の場合とは、依頼人が別途業務を委託することが実質的に不可能であるような、緊急の事態又はその他の異常事態の場合をいう。

- 例えば、次のような場合が考えられる。
- (1) 当該税務事務所等だけが監査業務の依頼人の未払法人税等、繰延税金資産及び繰延税金負債等の金額の計算を適時に実施できる人材と必要な依頼人の事業に関する知識を有する場合
 - (2) 当該税務事務所等による業務提供を制限すると、依頼人に著しい困難(例えば、税務申告の法定期日に間に合わない。)をもたらす結果になるおそれがある場合

チェック項目	根拠規定等	阻害要因の重要性	該当あり	該当なし
金銭的利益関係				
監査業務チームの構成員又はその家族が、依頼人に直接的な金銭的利益又は間接的だが重要な金銭的利益を有していますか？ ただし、指針第114項の規定に定められた要件を満たすことにより保有できる、信託の受託者として有する金銭的利益の場合を除く。	指針104・114・116	●		
監査業務チームの構成員は、その近親者が依頼人に直接的な金銭的利益又は間接的だが重要な金銭的利益を有していることを認識していますか？	指針105			
監査業務チームの構成員又はその家族が、依頼人に対し支配力を持つ企業等に対して、直接的な金銭的利益又は間接的だが重要な金銭的利益を有しており、かつ、当該企業等にとって依頼人が重要ですか？	指針106	●		
監査業務チームの構成員又はその家族が、ある事業体に対する金銭的利益を有しており、依頼人も当該事業体に対する金銭的利益を有していますか？ ただし、この金銭的利益がいずれの当事者にとっても重要なもので、依頼人が当該事業体に重要な影響を及ぼし得る場合に限る。	指針112	●		
監査業務チームの構成員又はその家族が、ある事業体に対する金銭的利益を有しており、依頼人の役員若しくはこれに準ずる者又は依頼人を支配している者も当該事業体に対する金銭的利益を有していますか？	指針113			
監査業務チームの構成員又はその家族が、信託の受託者として、依頼人に直接的な金銭的利益又は間接的だが重要な金銭的利益を有していますか？ ただし、以下の全ての要件を満たすものを除く。	指針114	●		
(1) 当該受託者が当該信託の受益権者でないこと。				
(2) 信託により保有されている依頼人の金銭的利益が、当該信託にとって、重要ではないこと。				
(3) 当該信託が依頼人に重要な影響を及ぼすことができないこと。				
(4) 当該受託者が依頼人に対する金銭的利益に関連した投資判断に、重要な影響を及ぼすことができないこと。				
監査業務チームの構成員は、次のような者を含む他の者が、依頼人に対する金銭的利益を有していることを認識していますか？	指針115・114			
(1) 会計事務所等に所属する社員、専門業務を行う従業者、又はその家族。 ただし、信託の受託者として、依頼人に対する直接的な金銭的利益又は間接的だが重要な金銭的利益を有する以下の者を除く。 ① 会計事務所等又は監査業務チームの構成員 ② 監査業務を実施する社員と同じオフィスに所属する社員 ③ その関与がごく僅かなものを除き、依頼人に非保証業務を提供している社員及び管理職の立場にある者 ④ ①から③までの家族 (2) 監査業務チームの構成員と個人的に親密な関係にある者				
ローンとローンの保証				
監査業務チームの構成員又はその家族が、銀行その他の金融機関である依頼人から提供を受けるローン又はローンの保証は、通常以外の貸出手続及び条件によるものですか？	指針118・120	●		
監査業務チームの構成員又はその家族が、銀行その他の金融機関ではない依頼人からローン又はローンの保証の提供を受けていますか？ ただし、ローン又はローンの保証がいずれにとっても重要でない場合を除く。	指針121	●		
監査業務チームの構成員又はその家族が、依頼人にローン又はローンの保証を提供していますか？ ただし、ローン又はローンの保証がいずれにとっても重要でない場合を除く。	指針122	●		
監査業務チームの構成員又はその家族が、依頼人である銀行、証券会社その他の金融機関に開設した預金口座又は株式売買口座は、通常以外の取引条件に基づいていますか？	指針123	●		

チェック項目	根拠規定等	阻害要因の重要性	該当あり	該当なし
ビジネス上の関係				
<p>監査業務チームの構成員が、依頼人又はその経営者との間に、以下の(1)から(3)までのようなビジネス関係がありますか？ ただし、金銭的利益が重要でなく、かつビジネス上の関係がその構成員にとって些細なものである場合を除く。</p> <p>監査業務チームの構成員の家族又は近親者が、依頼人又はその経営者との間に、以下の(1)から(3)までのようなビジネス関係がありますか？</p> <p>(1) (合弁事業): 依頼人、その支配的株主、役員等又は当該会社で主要な管理者の立場にある者との合弁事業に対し金銭的利益を有している場合</p> <p>(2) (共同事業): 会計事務所等又はネットワーク・ファームの一つ又は複数のサービスや商品を、依頼人の一つ又は複数のサービスや商品と組み合わせるパッケージを作り、そのパッケージに両当事者の名称を冠して販売する契約又はそのような行為</p> <p>(3) (共同マーケティング): 会計事務所等又はネットワーク・ファームが、依頼人の商品やサービスの販売代理店若しくはマーケティング業者として機能する契約又はそのような行為。または、依頼人が会計事務所等若しくはネットワーク・ファームの商品やサービスの代理店若しくはマーケティング業者として機能するような契約又はそのような行為。</p>	指針124	●		
<p>監査業務チームの構成員又はその家族が同族会社等に出資しており、依頼人、その役員等又はそれらに関連したグループもその事業体に出資していますか？ ただし、以下に掲げる要件を満たす場合を除く。</p> <p>(1) 当該ビジネス上の関係が、監査業務チームの構成員又はその家族、及び依頼人にとって些細であること。</p> <p>(2) 金銭的利益が出資者又は出資者のグループにとって重要でないこと。</p> <p>(3) 金銭的利益によって、出資者又は出資者のグループが、出資先の事業体を支配し得ないこと。</p>	指針125	●		
<p>監査業務チームの構成員又はその家族が、依頼人から商品やサービスを購入する場合、当該取引は、通常以外の取引条件、又は対等でない立場で行われていますか？または、その取引の内容や金額は重要性の高いものですか？</p>	指針126			
家族関係及び個人的関係				
<p>監査業務チームの構成員の家族が、依頼人の役員、それに準ずる者又は依頼人の会計記録若しくは会計事務所等が意見を表明する財務諸表の作成に重要な影響を及ぼす職位の使用人にいますか？または、財務諸表の対象期間中にそのような職位にいましたか？</p>	指針128	●		
<p>監査業務チームの構成員の家族が、依頼人の財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローに重要な影響を及ぼす職位の使用人にいますか？</p>	指針129			
<p>監査業務チームの構成員の近親者が、依頼人の役員、それに準ずる者又は依頼人の会計記録若しくは会計事務所等が意見を表明する財務諸表の作成に重要な影響を及ぼす職位の使用人にいますか？</p>	指針130			
<p>監査業務チームの構成員の家族又は近親者ではないが、同構成員と親密な関係にある者が、依頼人の役員、それに準ずる者又は使用人であって依頼人の会計記録や監査対象となる財務諸表の作成に重要な影響を及ぼす職位に就いていますか？</p>	指針131			
依頼人への就職				
<p>監査業務チームの構成員が、依頼人に将来就職する予定である、又は就職する可能性があること知りながら監査業務に関与していますか？</p>	指針138			
<p>【依頼人が倫理規則上の大会社等(注参照。以下同じ。)の場合】 監査業務の主要な担当社員等が、依頼人の役員、これに準ずる者又は使用人であって会計記録や監査対象となる財務諸表の作成に重要な影響を及ぼす職位に就く予定がありますか？ ただし、次の全てに該当する場合を除く。</p> <p>(1) 当該社員等が監査業務の主要な担当社員等でなくなった後に、当該大会社等が1年以上を対象とした監査済みの財務諸表を発行していること。</p> <p>(2) 当該社員等は(1)の財務諸表の監査において監査業務チームの構成員でなかったこと。</p>	指針139	●		

チェック項目	根拠規定等	阻害要因の重要性	該当あり	該当なし
依頼人の役員及び使用人等の雇用				
監査報告書の報告対象期間中に、監査業務チームの構成員が依頼人の役員、これに準ずる者又は会計記録や監査対象となる財務諸表の作成に重要な影響を及ぼす使用人として勤務していましたか？	指針144	●		
監査報告書の報告対象期間より前に、監査業務チームの構成員が、依頼人の役員、これに準ずる者又は会計記録や監査対象となる財務諸表の作成に重要な影響を及ぼす使用人として勤務していましたか？	指針145			
会計事務所等の社員等又は従業者が依頼人において従事する場合				
会計事務所等又はネットワーク・ファームの社員等又は従業者が、依頼人の役員又はこれに準ずる者として従事していますか？	指針146	●		
会計事務所等又はネットワーク・ファームの社員等又は従業者が、依頼人の組織の総務に関する責任を負う者の業務に従事していますか？			→①又は②	—
① 当該業務が各国の法律、職業的な規則又は実務により明確に認められており、かつ、経営者が関連する全ての意思決定を行っている状況で、議事録の作成や法定申告書の維持管理など定型的かつ事務的な業務に限定して、従事することができる場合	指針148			
② ①以外の場合		●		
主要な担当者の長期的関与とローテーション				
【依頼人が倫理規則上の大会社等の場合】 監査業務の主要な担当社員等が連続して7会計期間を超えて関与していますか？ ただし、以下の①から③までの場合を除く。		●		
【依頼人が倫理規則上の大会社等の場合】 監査業務の主要な担当社員等が、7会計期間が経過した後、2年間のインターバルを設けずに、当該依頼人の監査業務チームの構成員又は監査業務の主要な担当社員等に就いていますか？ ただし、以下の①から③までの場合を除く。		●		
① 監査業務に従事する者が少人数しか存在しない場合であって、当該者が、法令で禁止されていない範囲で、監査業務チームの構成員となることができる場合	指針152・153・155			
② 追加的に大会社等と同等に扱うこととした事業体について、会計事務所等の管理の及ばない予想外の状況で、セーフガードを適用することにより、阻害要因を除去するか、又は許容可能な水準にまで軽減することができる場合、かつ監査業務チームへの関与を最長1年延長することができる場合				
③ 当該依頼人が大会社等となる前までに会員が監査業務の主要な担当社員等として当該依頼人に関与した期間が5会計期間以内であるときは、会員がローテーションにより監査業務を外れるまで引き続きその立場で関与できる会計期間が、7会計期間から既に関与した期間を差し引いた期間である場合。 または、当該依頼人が大会社等となる前までに会員が監査業務の主要な担当社員等として当該依頼人に関与した期間が6会計期間以上であるときは、会員がローテーションによりその監査業務を外れるまでさらに最長2会計期間関与を継続することができる場合。				
【依頼人が倫理規則上の大会社等の場合】 監査業務の主要な担当社員等以外の社員等が、長期間(会計事務所等が定めた期間を超えて)関与していますか？	指針154			
【依頼人が大会社等以外の一定規模以上の事業体の場合】 監査業務チームの構成員は、会計事務所等が定めた期間を超えて関与していますか？	指針151			
【依頼人が倫理規則上の大会社等又は一定規模以上の事業体ではない場合】 同一の主要な担当者が、長期間(会計事務所等が定めた期間を超えて)関与していますか？	指針150			

チェック項目	根拠規定等	阻害要因の重要性	該当あり	該当なし
非保証業務の提供				
法律業務				
会計事務所等又はネットワーク・ファームの社員等又は従業者が、依頼人の法務の担当役員等に就任していますか？	指針213	●		
個人の報酬制度と人事評価の方針				
監査業務の主要な担当社員等が、非保証業務の契約を自身の依頼人から獲得することにより、評価をされたり、個人の報酬が支払われていますか？ ただし、会計事務所等の社員等の間での通常の利益分配契約を除く。	指針229	●		
紹介手数料				
会計事務所等所属の会員が、保証業務を紹介し、又は紹介されたことに関して、紹介手数料その他当該業務から生じる報酬若しくはその他の対価を受領し、又は支払っていますか？	倫23条2	●		
会計事務所等所属の会員が、依頼人との間で、保証業務以外の業務の紹介を行い、又は紹介を受け、若しくは第三者の商品やサービスを依頼人へ提供していますか？	倫23条3			
贈答・接待				
監査業務チームの構成員と依頼人との間で、社会通念上許容される範囲を超えた贈答又は接待がありますか？	指針230 倫26	●		
依頼人との訴訟				
監査業務チームの構成員と依頼人との間で訴訟が発生していますか(可能性がある場合を含む)？	指針231			
依頼人の資産の保管				
会計事務所等所属の会員は、依頼人の金銭その他の資産を保管していますか？ ただし、法令等によって許容されるものである場合を除くが、管理する会員に課された追加的な法律的な義務を遵守する必要がある。	倫27	●		
利益相反の状況の識別と対応				
会計事務所等所属の会員は、利益相反が生じ得る状況を識別していますか？ なお、会計事務所等がネットワーク・ファームの場合、ネットワーク・ファームの利害関係によって、生じている又は生じる可能性があると考えられる利益相反を含む。	倫19 利指針1～ 14			
倫理規則違反への対応				
会計事務所等所属の会員は、「倫理規則」、「独立性に関する指針」及び「利益相反に関する指針」の規定に関する違反を認識していますか？	倫8			
その他				
監査業務チームの構成員が、上記項目以外に、阻害要因を生じさせる、若しくはその可能性がある状況又は関係を認識していますか(構成員本人以外の者(例えば、家族や近親者等)による状況又は関係を含む)？	指針100			

倫 : 倫理規則
指針 : 独立性に関する指針
利指針 : 利益相反に関する指針

(注) 倫理規則上の大会社等の範囲

- (1) 全ての上場会社等
 - (2) 法令により、監査を実施するに当たり、上場会社等と同じ独立性の要件が求められる事業体
 - (3) 指針第26項により追加的に大会社等と同様に扱うこととした事業体
- 上記(1)及び(2)について、我が国においては、公認会計士法上の大会社等がこれらの要件を満たしている。

チェック項目	根拠規定等	阻害要因の重要性	該当あり	該当なし
金銭的利益関係				
<p>業務執行責任者が監査業務を実施しているオフィスの他の社員等又はその家族が、依頼人に対し直接的な金銭的利益又は間接的だが重要な金銭的利益を有していますか？ ただし、業務執行責任者が監査業務を実施しているオフィスの他の社員等の家族が有している金銭的利益が、雇用関係上の権利(例えば、持株会制度、年金制度又はストック・オプション制度)を通じたものである場合を除く。</p>	指針108・111	●		
<p>監査業務を実施する業務執行責任者と同じオフィスに所属する社員の家族が、依頼人に対する金銭的利益を有しているが、それが雇用関係上の権利(例えば、持株会制度、年金制度又はストック・オプション制度)を通じたものですか？</p>	指針111(1)			
<p>依頼人に非保証業務を提供する社員等や管理職的立場にある者(関与がごく僅かな者を除く。)又はその家族が、依頼人に直接的な金銭的利益又は間接的だが重要な金銭的利益を有していますか？ ただし、依頼人に非保証業務を提供する社員等や管理職的立場にある者の家族が有している金銭的利益が雇用関係上の権利(例えば、持株会制度、年金制度又はストック・オプション制度)を通じたものである場合を除く。</p>	指針110	●		
<p>依頼人に対し非保証業務を提供している社員又は管理職的立場にある者の家族が、依頼人に対する金銭的利益を有しているが、それが雇用関係上の権利(例えば、持株会制度、年金制度又はストック・オプション制度)を通じたものですか？</p>	指針111(2)			
<p>① 監査業務を実施する社員と同じオフィスに所属する社員、② 依頼人に非保証業務を提供している社員又は管理職的立場にある者(その関与がごく僅かなものを除く。)並びに③ ①及び②の家族が、信託の受託者として、依頼人に直接的な金銭的利益又は間接的だが重要な金銭的利益を有していますか？ ただし、以下の全ての要件を満たすものを除く。</p>	指針114	●		
(1) 当該受託者が当該信託の受益権者でないこと。				
(2) 信託により保有されている依頼人の金銭的利益が、当該信託にとって、重要ではないこと。				
(3) 当該信託が依頼人に重要な影響を及ぼすことができないこと。				
<p>(4) 当該受託者が依頼人に対する金銭的利益に関連した投資判断に、重要な影響を及ぼすことができないこと。</p>				
<p>会計事務所等又はネットワーク・ファームの従業者又はその家族が、依頼人に対し直接的な金銭的利益又は間接的だが重要な金銭的利益を、例えば、相続、贈与、又は合併の結果として受領し、有していますか？ ただし、指針第115項の規定により、保有することのできないものである場合に限る。</p>	指針116	●		
家族関係及び個人的関係				
<p>会計事務所等又はネットワーク・ファームの社員等又は従業者ではあるが監査業務チームの構成員ではない者と、依頼人の役員、それに準ずる者、又は使用人であって依頼人の会計記録や監査対象となる財務諸表の作成に重要な影響を及ぼす職位の者との個人的な関係又は家族関係がありますか？</p>	指針132			
社員等又は従業者の依頼人への従事				
<p>会計事務所等又はネットワーク・ファームの社員等又は従業者が、依頼人の役員又はこれに準ずる者として従事していますか？</p>	指針146	●		
<p>会計事務所等又はネットワーク・ファームの社員等又は従業者が、依頼人の組織の総務に関する責任を負う者の業務に従事していますか？</p>	指針148		→①又は②	—
<p>① 当該業務が各国の法律、職業的な規則又は実務により明確に認められており、かつ、経営者が関連する全ての意思決定を行っている状況で、議事録の作成や法定申告書の維持管理など定型のかつ事務的な業務に限定して、従事することができる場合</p>				
<p>② ①以外の場合</p>				

チェック項目	根拠規定等	阻害要因の重要性	該当あり	該当なし
非保証業務の提供				
法律業務				
会計事務所等又はネットワーク・ファームの社員等又は従業者が、依頼人の法務の担当役員等に就任していますか？	指針213	●		
紹介手数料				
会計事務所等所属の会員が、保証業務を紹介し、又は紹介されたことに関して、紹介手数料その他当該業務から生じる報酬若しくはその他の対価を受領し、又は支払っていますか？	倫23条2	●		
会計事務所等所属の会員が、依頼人との間で、保証業務以外の業務の紹介を行い、又は紹介を受け、若しくは第三者の商品やサービスを依頼人へ提供していますか？	倫23条3			
贈答・接待				
会計事務所等所属の会員又は当該会員の家族若しくは近親者が、依頼人から贈答又は接待を受けていますか？または、依頼人に対して贈答又は接待を行っていますか？	指針230 倫26			
依頼人の資産の保管				
会計事務所等所属の会員が、依頼人の金銭その他の資産を保管していますか？ただし、法令等によって許容されるものである場合を除くが、管理する会員に課された追加的な法律的な義務を遵守する必要があります。	倫27	●		
利益相反の状況の識別と対応				
会計事務所等所属の会員は、利益相反が生じ得る状況を識別していますか？ なお、会計事務所等がネットワーク・ファームの場合、ネットワーク・ファームの利害関係によって、生じている又は生じる可能性があるとは合理的に考えられる利益相反を含む。	倫19 利指針1～ 14			
倫理規則違反への対応				
会計事務所等所属の会員は、「倫理規則」、「独立性に関する指針」及び「利益相反に関する指針」の規定に関する違反を認識していますか？	倫8			
その他				
あなたは、上記項目以外に、阻害要因を生じさせる、若しくはその可能性がある状況又は関係を認識していますか(その他の構成員本人以外の者(例えば、家族や近親者等)による状況又は関係を含む)？	指針100			

倫 : 倫理規則

指針 : 独立性に関する指針

利指針 : 利益相反に関する指針